

令和7年12月10日

第10回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和7年度第10回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年12月10日(水) 午後1時30分～午後2時30分
2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室
3. 出席委員 (11名)

会 長	1 番	鬼塚忠正			
会長職務代理者	8 番	山野正亮			
委 員	2 番	小山省三	3 番	坂口政文	4 番 上田佳子
	5 番	宮崎 文	6 番	村田真也	7 番 児玉俊朗
	9 番	大隅正信	10 番	深本 浩	11 番 井上知幸

推進委員 田上政廣 清田純博 狩野和明 中村浩行
4. 欠席委員 (0名)
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
日程第4	議案第3号 その他
6. 農業委員会事務局職員

局長	小島隆一 (欠席)	主事	坂本美桜	中嶋一成
----	-----------	----	------	------

事務局

ただ今から、令和7年12月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、鬼塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

本日は、○番○○委員から欠席の連絡がっております。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立していますことを報告いたします。

なお、本日は農業委員の売買・貸借の案件が3件ありますが、当該委員の退室は行わず、代わりにその案件の審議では、本人の発言権及び議決権は無いものとして進行したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

では、この後の議事につきましては会議規則により会長より進行をお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は2番小山委員と11番井上委員を指名します。また、書記に事務局の中嶋事務局員を指名します。

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について6件あがっております。1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、1番の農地法第3条の規定による許可申請について

＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、米、麦189,626㎡を法人経営されており、今回、貸付人との契約更新による申請でございます。

申請地につきましては、4ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と

の調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。
以上で議案第1号、1番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

8番 山野正亮委員

何ら問題なく適切に管理されております。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 狩野和明委員

現地を確認しましたが何ら支障はないと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、1番は承認されました。
続きまして2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、2番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝1頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。
借受人は、米52,946㎡、大豆5,196㎡を栽培されており、今回、貸付
人との契約更新による申請でございます。

申請地につきましては、5 ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、~~農作業常時従事要件、地域との調和要件~~につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、2番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

2番 小山市三委員

現地確認をしました。これまでどおり作られておりますので別に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 田上政廣委員

何ら問題ありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、2番は承認されました。

続きまして3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、3番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝2頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、米 130,207 m²、麦 17,668 m²、果樹 29,132 を栽培されており、今回、規模拡大のため申請地を借り入れるために申請されるものです。申請地につきましては、6 ページをご覧ください。

なお、~~実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件~~につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第 1 号、3 番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

7 番 児玉俊朗委員

現地確認いたしました。ここは電気柵がしてあって、草が伸びているところがありましたが、事務局の方から指導をするようにお願いしましたので問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 清田純博委員

現地視察しました。借受け人は経営規模拡大しすぎるのではないかと思います。他の田においても手入れが行き届いていない状態である。こういう状況でよいのかと疑う。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありました。皆様からのご意見、質疑はありませんか。

6 番 村田真也委員

この方は家族だけの労働で任せられているのですか。

1 番 鬼塚忠正委員

そうですね。雇用は田植えと稲刈り時期に 1~2 名雇用されております。糶摺りもされております。

ただ、規模拡大を止めるわけにはいかないと思いますので、逆に言えば荒廃地を防いでいただいている部分もある。農業委員からも声はかけている

ところであります。

2 番 小山市三委員

地区の委員や事務局から管理徹底のお願いをしてほしいと思います。

11 番 井上知幸委員

色々意見が出ていますので、承認するわけにはいけないのではないですか。

議長

一応採決をとります。議案第1号、3番について承認される方は挙手をお願いします。

【過半数挙手】

議長

条件付きによって議案第1号、3番は承認されました。
続きまして4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、4番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝2頁、議案第1号、4番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、米 52,946 m²、大豆 5,196 m²を栽培されており、今回、貸付人との契約更新による申請でございます。

申請地につきましては、7ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、4番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

2 番 小山市三委員

説明のとおり問題はございません。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。

推進 今村英明委員

今村委員の意見を代弁します。現地を確認し管理をしっかりされており問題ないと考えます。(代理 事務局 中嶋)

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありました。皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、4番について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、4番は承認されました。
続きまして5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、5番の農地法第3条の規定による許可申請について
=3頁、議案第1号、5番について議案書をもとに朗読=
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、野菜 1,236 m²、果樹 13,622 m²を栽培されており、今回、規模拡大のため申請地を買い受けるため申請をされるものです。

申請地につきましては、8ページをご覧ください。

なお、~~実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件~~につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、5番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

11 番 井上知幸委員

現地確認を行いました。まだ管理をされている状況ではなかったが、栗の作付けを考えているようでしたので問題ないと思います。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。

推進 中村浩行委員

確認を行いました。本人が是非作りたいという意見があったと事務局から聞いていますので、管理をしてもらえenと考えます。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありました。皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、5番について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、5番は承認されました。

続きまして6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、6番の農地法第3条の規定による許可申請について

＝3頁、議案第1号、6番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、米82,633㎡を栽培されており、今回、規模拡大のため申請地を買い受けるため申請をされるものです。

申請地につきましては、9ページをご覧ください。

なお、~~実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件~~につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、6番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。

推進 今村英明委員

今村委員より意見を伺っております。現地確認を行い、管理が徹底されており問題ないとのことでした。（代理 事務局 中嶋）

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありました。皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、6番について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、6番は承認されました。

続きまして日程第3、議案第2号農用地利用集積等促進計画の意見決定について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

10 ページです。（朗読）

11 ページです。議案第2号につきましては、農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、玉東町長から令和7年11月25日付けで、農用地利用集積等促進計画の意見決定を求められているところでございます。

12 ページの集計表をご覧ください。

今回の申請は、賃借権の設定が1件で582㎡の一括方式で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断しご提案しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご意見、質疑はありませんか。

議長

無いようですので、議案第2号農用地利用集積等促進計画の意見決定については（案）のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

玉東町農業委員会和解の仲介に関する規程の制定について

議長

説明が終わりましたので、何かご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。その他議案、玉東町農業委員会和解の仲介に関する規程の制定について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。その他議案は承認されました。

議長

それでは以上をもちまして、第10回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時30分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年12月10日

玉東町農業委員会会長

鬼塚忠正 

2番委員

小山省三 

11番委員

井土知幸 

